

令和6年度綾瀬市国民健康保険運営協議会（第3回）会議次第

日 時 令和6年12月26日（木）

午後1時から

場 所 第1委員会室（議会棟3階）

1 開 会

2 議 事

日程第1 議題第1号

令和7年度綾瀬市国民健康保険税額等の改定にかかる答申について

3 そ の 他

4 閉 会

令和7年度綾瀬市国民健康保険税の税率改定（案）について

1 市町村標準保険税率について

毎年県から提示される国民健康保険事業納付金に係る各市町村の「標準保険税率」には、2通りの算定方法が通知されており、一つは平成30年度まで地方税法に示されていた標準割合（所得割：50% 均等割：35% 平等割：15%）に準じ、収納率の調整を行った必要な保険税総額を、「所得割賦課総額」「均等割賦課総額」「平等割賦課総額」にそれぞれ割り振られたものとなっています。

一方、市町村標準保険税率（市町村算定方式）は、同じく必要となる保険税総額を各市町村における現行の保険税賦課割合に基づき、税率や金額を算出したものとなっており、前回の協議会でお示しした「県標準」は（市町村算定方式）となっています。

今後の県内の保険税水準の統一に向けては、標準割合に準じた、「標準保険税率」を目指した改定としていく必要があります。

2 保険税額等の改定について

（1）基礎課税額に関する改定

	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
標準保険税率	7.04%	29,644 円	18,739 円
市町村算定方式	6.77%	23,684 円	24,599 円
現 行	5.95%	18,800 円	19,200 円
改定後	6.40%	22,200 円	20,400 円
増 減	0.45%	3,400 円	1,200 円

※特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

※標準保険税率・市町村算定方式ともに令和6年度の係数、以下同じ

（2）後期高齢者支援金等課税額に関する改定

	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
標準保険税率	2.99%	12,292 円	7,771 円
市町村算定方式	2.90%	9,476 円	10,200 円
現 行	2.30%	6,800 円	7,200 円
改定後	2.60%	8,400 円	8,400 円
増 減	0.30%	1,600 円	1,200 円

※特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(3) 介護納付金課税額に関する改定

	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
標準保険税率	2.50%	12,767円	6,190円
市町村算定方式	2.75%	8,154円	8,088円
現 行	2.10%	6,000円	6,000円
改定後	2.30%	9,000円	9,000円
増 減	0.20%	3,000円	3,000円

(4) (1) ~ (3) の合計

	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
標準保険税率	12.53%	54,703円	32,700円
市町村算定方式	12.42%	41,314円	42,887円
現 行	10.35%	31,600円	32,400円
改定後	11.30%	39,600円	37,800円
増 減	0.95%	8,000円	5,400円

(案)

令和6年12月26日

綾瀬市長 橘川 佳彦 様

綾瀬市国民健康保険運営協議会
会 長 石 井 麻 理

綾瀬市国民健康保険税額等の改定について（答申）

令和6年11月28日付け綾保年第73号にて諮問された綾瀬市国民健康保険税額等の改定について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1 綾瀬市国民健康保険税額等の改定について

- (1) 基礎課税額に関する改定は、所得割額を6.40%、被保険者均等割額を22,200円、世帯別平等割額を20,400円とする。
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に関する改定は、所得割額を2.6%、被保険者均等割額を8,400円、世帯別平等割額を8,400円とする。
- (3) 介護納付金課税額に関する改定は、所得割額を2.3%、被保険者均等割額を9,000円、世帯別平等割額を9,000円とする。

2 改定時期について

令和7年4月1日とし、令和7年度分国民健康保険税から適用する。

3 附記事項

次の事項について、引き続き取り組まれるよう要望いたします。

- ・国への財政支援を引続き行うこと
- ・保険税収納率の向上に努めること
- ・医療費抑制に向けた取り組みを進めること